長崎県北部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1)北区計第526号、527号、529及び2061号を廃止し、新たに北区計第1800号、3518号、3519号及び2502~2507号を追加する。

1 漁業権に関する事項

※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和5年12月26日付け長崎県告示第754号により公示した内容と変更ないため省略する。

【廃止												
漁場 計画	漁場の位置				漁業の種類 及び名称 漁業の時期		存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
番号 北区計 第526 号	長崎峡四市 東 香戸諸 京 本 場 先 、 地 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	区域 次のイ、ローバーニの 各点を順次結んでイ に至る各直線によって 囲まれた区域	基 <u>島</u> 1	点 イーから186度170メートルのところ (北緯33度46分32秒 東経129度47分8秒) ローから186度220メートルのところ (北緯33度46分31秒 東経129度47分8秒) ハーから126度476メートルのところ (北緯33度46分29秒 東経129度47分24秒) ニーから121度447メートルのところ (北緯33度46分30秒、東経129度47分24秒)	第1種 漢類養殖業	6月30日	◆和5年9月1日 から ◆和10年8月31日 まぞ	団体	善級市 声迎取滿 精确中山山 精确中山山 精确等小工戶 基础 新确等小工戶 基础 新确等 基础 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等		継続	
漁場計画番号	漁場の位置		漁場の区域		漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
會写 北区計 第527 号	長崎県 壱岐辺町 諸吉島 ・ 地先	区域 次のイ・ロー・ハーニの 各点を順次結んでイ に至る各直線によって 囲まれた区域	点 1 - 壱岐市芦辺町諸吉南地赤島南東端標線 (北緯33度46分38秒,東経129度47分8秒)	点 - 1から170度213メートルのところ (北緯33度46分31秒、東経129度47分8秒) ロー1から186度203メートルのところ (北緯33度46分28秒、東経129度47分8秒) ハー1から166度409メートルのところ (北緯33度46分28秒、東経129度47分15秒) ニー1から145度350メートルのところ (北緯33度46分28秒、東経129度47分17秒)	第 1種 藻類養殖業	6月30日	令和5年9月1日 から 今和10年8月31日 まで	個別			継続	

漁場計画	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は	関係地区	条件	新規又は	備者
番号	がいるのでは巨	区域	基 点	点	及び名称	/m = 07 11 70 1	11.456541141	団体漁業権の別	MIN NO E	*11	継続の別	C. 141
	長崎県市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	次のトイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1 に至る各直線によって 囲まれた区域	1 - 卷岐市芦辺町諸吉南熱青島南端 《北緯33度46分44秒 東統129度46分39秒) 2 - 同市同町向熱赤島平瀬頂上 《北緯33度46分39秒,東終129度46分56秒)	イーと2を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緒33度46分41秒)東統129度46分41秒) ローから160度190メートルのところ (北緒33度46分36秒 東終129度46分41秒) ハーから246度275メートルのところ (北緒33度46分37秒東終129度46分29秒) 二-2と1を結ぶ直線の延長線上1から250メート ルのところ (北緯33度46分42秒東終129度46分29秒)	第 1種 灤類養殖業	から 6月30日	常和5年9月1日 から 参和10年8月31日 まで		· 善善		継続	
漁場計画	漁場の位置		漁場の区域	1	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
	長崎峡県 春城辺吉南 藤島 赤先	区域 次の4、ローバーニの 各点を順次結んで4 仁至る各直線によって 囲まれた区域	基 点 1- 善終市声迎町籍吉南東端標線 (北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒)	点 - 1から190度120メートルのところ (北緯33度46分34秒、東経129度47分8秒) ロードから186度170メートルのところ (北緯33度46分32秒、東経129度47分8秒) ハーから147度228メートルのところ (北緯33度46分32秒、東経129度47分14秒) ニートから138度190メートルのところ (北緯33度46分33秒、東経129度47分14秒)	第1種 介類垂下式養 殖業(あこや具 を除く)	から 12月31日	常和5年0月1日 から 常和10年8月31日 まで		善獎本 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中		継続	

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。

[追加】			※基点、点の緯度経度の値については内容確認 ※条件については公益協議を実施しているとこ	忍中であり、値を修正する可能性があります。 ろであり、公益上の支障により条件が付される可	能性があります。							
	漁場計画	漁場の位置		漁場の区域		漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
TT day at	dio.	長平古大地 停戸江瀬先	区 域 次のイ、ロ、ハ、3、二、ホ、への各 点を所次結んでイに 至る各直線によって 囲まれた区域	基 点 1 平戸市古江町魚見崎北標版 (北緯33度22分9秒, 東経129度31分5秒) 目市同町灰产浦鼻標版 (北緯33度2分23秒, 東経129度31分5秒) 3 同市同町大瀬護岸北角標版 (北緯33度22分27秒, 東経129度31分6秒) 4 同市同町大瀬海洋機識 A (北緯33度22分28秒, 東経129度31分11秒)	点	第1種 くろまぐろ小 割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平古川下坊主師町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐろを養殖用種苗としないことを誓約すると面場を当該漁業を営む者に提中止させなければならない。 2. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移などの、ただし、当該漁業者漁場に移動させた天然種苗(おない。ただし、当該漁業者漁場に移動させた天然種苗(おない。ただし、当該漁業者と営む者が行使する免許番発種について、全護に支障が日本が移送するそ深ないが、ただし、経営に支障が日本が移送するそ深ないが、ただし、当該漁業者を増加る等のやむを得な別の区画漁業権漁場が6等のそむを得ないの、と、大だし、当時では、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	新規	
	漁場 計画 番号	漁場の位置	区 域	漁場の区域		漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
TY duy we	比区計 第3518 号	長平宝平地崎戸市 5	次のイ、ロ、バ、ニ の各点を順次結んで イに至る各直線に		イ 1から66度50メートルのところ (北緯33度17分52秒,東経129度30分52秒) ロ 1から66度180メートルのところ (北緯33度17分54秒,東経129度30分57秒) ハ 2から70度210メートルのところ (北緯33度17分51秒,東経129度30分59秒) ニ 2から80度80メートルのところ (北緯33度17分49秒,東経129度30分54秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハ、二の各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規	
	漁場 計画 番号	漁場の位置	区域	漁場の区域 基 点	点	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
7	比区計 第3519 号	長平木身地崎戸市津岩	次のイス・ロ、ベス・ロの各点を順次結んで、 イに至る各直線に よって囲まれた区域	1 平戸市木ヶ津町身投岩 (北緯33度17分12秒,東経129度29分18秒) 2 同市同町北ビラ護岸標識	イ 1から180度80メートルのところ (北緯33度17分10秒 東経129度29分18秒) ロ 1から153度200メートルのところ (北緯33度17分7秒、東経129度29分22秒) ハ 2から120度200メートルのところ (北緯33度17分3秒、東経129度29分17秒) ニ 2から90度80メートルのところ (北緯33度17分6秒、東経129度29分14秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければ ならない。	新規	

漁場			漁場の区域		漁業の種類		+ ++ +====	個別漁業権又は		- · ·	新規又は	
計画番号	漁場の位置	区域	基点	占	及び名称	漁業の時期	存続期間	団体漁業権の別	関係地区	条件	継続の別	備考
北区記		次のイ、ロ、、、、、、、、、の各点を順次直線に イに変る各重線に よって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識	イ 1から190度120メートルのところ (北緯33度46分34秒,東経129度47分8秒) ロ 1から186度170メートルのところ	第1種 下式養 介類業(あこや貝 を除く)		令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場計画			漁場の区域		漁業の種類 - 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
番号	十 長崎県	区域 ファー	基点 1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識	点 イ 1から186度170メートルのところ	第1種	1月1日	令和6年9月1日	個別			新規	
第250号	· 含 信善声: 信言: 信言: 信言: 信言: 信言: 信言: 信言: 信言: 信言: 信言	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで、大の各点を順次結んでは、まる各首に線によって囲まれた区域	(北緯33度46分38秒, 東経129度47分9秒)	(北緯33度46分32秒, 東経129度47分8秒) ロ 1から185度220メートルのところ (北緯33度4分31秒, 東経129度47分8秒) ハ 1から126度476メートルのところ (北緯33度46分29秒, 東経129度47分24秒) エ 1から12度47分20秒, 東経129度47分24秒) (北緯33度46分30秒, 東経129度47分24秒)	介類垂下式養 殖業(あこや貝	から	から 令和10年8月31日 まで	mar de la companya de			401.750	
漁場 計画 番号	漁場の位置	区域	漁場の区域		漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
北区記	十 4 春 長 春 長 春 長 長 長 長 長 長 長 長 長 市 町 南 長 売 ま 売 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先 先	次のイ、ロ、、、、、 の各点を順を連続に イに至る原本連続に よって囲まれた区域	基点 1 壱岐市芦辺町諸吉南毗赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒,東経129度47分9秒)	点 イ 1から179度213メートルのところ (北緯33度46分31秒、東経129度47分9秒) ロ 1から186度302メートルのところ (北緯33度4分22秒、東経129度47分8秒) ハ 1から156度409メートルのところ (北緯33度46分26秒、東経129度47分15秒) こ 1から145度350メートルのところ (北緯33度46分29秒、東経129度47分17秒)	第1種 下式養育 小類葉(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個 別			新規	

漁場			漁場の区域		漁業の種類		1	個別漁業権又は			新規又は	
計画番号	漁場の位置	区域	基点	占	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	団体漁業権の別	関係地区	条件	継続の別	備考
北区計	長壱芦諸青地 崎岐辺吉島先 東市町触	次の1、イ、ロ、 ハ、ニの各点を順次 結んで1に至る各直	思想 原	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのと ころ	介類垂下式養 殖業(あこや貝	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場計画番号	漁場の位置	区域	漁場の区域		漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
北区計 第2506 号	壱岐市 芦辺町	次の1. 2、 ベ、ロ、3を結ぶ直線と最高 高潮時海岸線によっ て囲まれた区域		ロ 4と3を結ぶ直線の延長上3から250メー	第1種 介類無下式養 預難(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
漁場計画番号	漁場の位置	区域	漁場の区域 基 点	点	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は 継続の別	備考
北区計 第2507 号	芦辺町	次の1、2を結ぶ直線 と最高高端時海岸線 によって囲まれた区 域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触柏崎港岸壁西端 (北緯33度47分5秒, 東経129度46分46秒) 2 同市同町同触北側排水口標識 (北緯33度47分8秒, 東経129度46分36秒)		第1種 乗下式 乗であこや 見 を除く)		令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別			新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和5年12月26日付け長崎県告示第754号により公示した内容と変更ないため省略する。